



NCC 日本キリスト教協議会

〒169-0051 東京都新宿区西早稲田 2-3-18-24 振替 00180-4-75788
TEL : 03-6302-1919 FAX : 03-6302-1920
E-mail : general@ncc-j.org http://ncc-j.org

NATIONAL CHRISTIAN COUNCIL IN JAPAN

JAPAN CHRISTIAN CENTER 24, 2-3-18 Nishiwaseda, Shinjuku-ku, Tokyo, 169-0051 JAPAN
Phone : 81-3-6302-1919 Fax : 81-3-6302-1920
E-mail : general@ncc-j.org http://ncc-j.org

総会議長
吉高 叶
総幹事
金性済

Rev. Kano YOSHITAKA
Moderator
Rev. Dr. Sungjae KIM
General Secretary

人道に反する入管法改定案に抗議する

内閣総理大臣 菅義偉 様
法務大臣 上川陽子 様
出入国在留管理庁長官 佐々木聖子 様

「寄留者があなたの土地に共に住んでいるなら、彼を虐げてはならない。あなたたちのもとに寄留する者をあなたたちのうちの土地に生まれた者同様に扱い、自分自身のように愛しなさい。」(レビ記 19 章 33-34 節)

わたしたちは、たとえいかなる理由と事情をもってであれ、この日本に寄留するようになった外国人の人権と尊厳は、共に生きる社会を構成する隣人としてこの国に暮らすすべての人々と共に平等に尊ばなければならないと確信します。

日本政府は、本年 2 月 19 日に入国管理及び難民認定法(以下、入管法)の改定案を閣議決定し、国会に提出し、去る 5 月 8 日に衆議院法務委員会にて審議されましたが、多くの批判的質問を受ける中、継続審議とされ、さらに昨日、5 月 12 日においても採決が見送られることになりました。

この度の入管法改定案は、人道に反する重大な問題点を抱えています。

まず第一に、難民申請者の 3 回目以降の申請が強制送還の対象とされること。第二に、退去強制を拒否した場合、難民申請者に刑事罰が加えられるようになること。そして第三に、入管長期収容の代替措置としての「監理措置」と「仮放免逃亡罪」を設置すること、であります。

これまでの日本の、難民申請に対する取り扱いを含め、長期の無期限収容問題などの入国管理行政に対しては、近年だけでも、国連人権機関より、何度も是正勧告を受けてきました(拷問禁止委員会総括所見 2013 年 6 月 28 日;自由権規約委員会総括所見 2014 年 8 月 20 日;人種差別撤廃委員会総括所見 2018 年 8 月 30 日)。自由権規約第 9 条第 1 項は、入管による「恣意的な抑留(収容)」を、国際人権法上、禁じており、同規約第 9 条第 4 項は、被収容者が司法審査を受ける権利を保障しているのであり、従って、これまでの日本の入管による長期化する無期限の収容、すなわち全件無期限収容主義(入管法第 52 条第 5 項)は、日本政府が 1979 年に批准した国際人権規約に違反する実態を継続してきたことになるのです。

この度の入管法改定案の改定事項は、日本が 1980 年に加盟した難民条約第 1 条や第 33 条第 1 項に謳う「ノン・ルフールマンの原則」、すなわち難民を命の危険の及ぶ国や地域に追放してはならない、という規定に違反するものであり、また、退去強制を拒否する難民申請者を、刑事罰によっていっそう追い詰め迫害することを意味します。さらには、仮放免を受けた者を、厳しい監視体制におく政策に、市民をも巻き込むことによって、社会の民族差別意識やヘイトを助長していくことになる制度であります。

日本は何のために、1979 年に国際人権規約を批准し、1980 年に難民条約に加盟したのでしょうか。これまでの日本政府の入国管理難民認定行政、さらにこの度の入管法改定案とは、日本自らが批准し、加盟した国際条



NCC 日本キリスト教協議会

〒169-0051 東京都新宿区西早稲田 2-3-18-24 振替 00180-4-75788
TEL : 03-6302-1919 FAX : 03-6302-1920
E-mail : general@ncc-j.org http://ncc-j.org

NATIONAL CHRISTIAN COUNCIL IN JAPAN

JAPAN CHRISTIAN CENTER 24, 2-3-18 Nishiwaseda, Shinjuku-ku, Tokyo, 169-0051 JAPAN
Phone : 81-3-6302-1919 Fax : 81-3-6302-1920
E-mail : general@ncc-j.org http://ncc-j.org

総会議長
吉高 叶
総幹事
金性済

Rev. Kano YOSHITAKA
Moderator
Rev. Dr. Sungjae KIM
General Secretary

約を、あからさまに蹂躪することを意味するのであり、さらに日本の市民社会さえも仮放免者監視体制に巻き込むことによって日本社会全体を、在日外国人差別の国へと転落させようとしていることになるのです。

去る 3 月 6 日、名古屋入管において長期収容による体調不良の苦しみの中から助けを求め、また医師も仮放免による治療を提言したにもかかわらず、入管によりすべて聞き入れられなかった結果、悲惨な死を遂げたスリランカ女性、ウィシュマ・サンダマリさんの死は、日本社会ばかりでなく、世界に測り知れない衝撃を与えました。今や、世界がこの日本の難民認定をはじめ入国管理行政に厳しい批判の目を向けることとなったのです。

日本の入国管理行政は、これまでの技能実習制度の搾取・抑圧構造の矛盾についても見直しを図らず、そして今、難民申請者をはじめとする入管被収容者がどれほど非人間的処遇を受けているかについてあらわにされ、東京オリンピック・パラリンピック開催に向けて謳われた「おもてなし」とは全く裏腹の、日本政府による在日外国人行政が、社会と世界からとめどなく批判にさらされているのです。

先進諸国の難民認定率(2019 年、カナダ 55.5%、英国 46.2%、米国 29.6%、ドイツ 25.9%)に比べ、日本は同年わずか 0.4%という目も当てられない現実にとどまっています。それは、そもそも、日本政府が「不法入国を防ぐ」行政としての入国管理行政と、危険な地域や国でのいのちの危険からいかなる方法を用いても逃げ延びて入国して来ざるを得なかった人々の難民認定行政との本質的な違いを理解していないことに日本の難民認定問題の現実が生じていると言えます。このような日本の難民申請者に対する取り扱いの現実について、もう世界も沈黙しない時代を迎えているのであり、この 21 世紀世界が持続可能な共生社会となりえる道を模索する現代において、日本はこのような在日外国人行政を抜本的に改めることなく他の国々から敬意を向けられる対等のパートナーとして生きる道は考えられません。

以上の理由により、わたしたちはこの度の入管法改定案に断固抗議し、以下のことを強く要求します：

- この度の入管法改定案を撤回し、これまでの難民認定、及び技能実習制度問題を含めた入管行政の抜本的改革に取り組むこと
- ウィシュマ・サンダマリさんを死に至らしめた真相を徹底究明し、その責任の所在を明確にすること
- これまでの難民認定問題について、第三者機関／専門性を有する難民認定官を導入することにより、「不法入国を防ぐ」ことを目的とする入国管理行政と異なる難民認定制度を設立すること

2021 年 5 月 13 日

日本キリスト教協議会
総幹事 金性済
在日外国人の人権委員会委員長 李明生